

No. \_\_\_\_\_

(都道府県立校用一新入生用)

殿

技能者育成資金融資の借入申込みのために労働金庫に提出しますので、国が定める要件等に関する証明書を発行していただきますようお願い申し上げます。

なお、下記AからDの事項については、事実に相違ないことを確認します。

また、私の個人情報が、技能者育成資金融資を行うために必要となる範囲で、労働金庫と公共職業能力開発施設等との間で相互利用されることについて了承します。

なお、私は雇用保険の基本手当、傷病手当、労働施策総合推進法の訓練手当、職業訓練受講給付金の支給を受けておらず、そのための手続きも行っていません。

本人署名 \_\_\_\_\_ (署名日) 令和 年 月 日

技能者育成資金融資要件確認書兼推薦書 **技能者**

労働金庫 支店 御中

以下の者について、技能者育成資金融資対象者として国が定める要件の具備及び融資上限額は下記のとおりであることを確認しました。ここに推薦します。

A 訓練生氏名	(フリガナ)		
B 生年月日 (和暦)	昭和・平成	年	月 日
C 受講訓練課程(科)名	専門課程 ( 科)		
D 訓練予定期間	年 月 ~ 年 月		
E 融資上限額 (下の①+②の額)	※②の加算は、入校料相当額の融資を希望する場合に限る。		
融資基準額 (年額)	修了までの期間	① 融資可能額	②
(どちらかを○で囲むこと)	(いずれかを○で囲むこと)	(融資基準額 (年額) × 期間 (年))	本課程の入校料
自宅外 590,000 円	1 年	2 年	円
自宅 500,000 円	間	間	

令和 年 月 日

(公共職業能力開発施設等の長名)

(担当・電話番号)

印

- ※ この確認書兼推薦書の交付後、金額等の改ざんに相当する事実が判明した場合、その後の融資は行われないとともに、既に融資を受けている者にあっては債務残高の全額を即時返済することになります。
- ※ この確認書兼推薦書の有効期限は、公共職業能力開発施設等の長による発行日の翌日から12月末までとなります。

No. \_\_\_\_\_

(都道府県立校用-**在校生用**)○○公共職業能力開発施設の長 殿

技能者育成資金融資の借入申込みのために労働金庫に提出しますので、国が定める要件等に関する証明書を発行していただきますようお願い申し上げます。

なお、下記AからDの事項については、事実に相違ないことを確認します。

また、私の個人情報が、技能者育成資金融資を行うために必要となる範囲で、労働金庫と公共職業能力開発施設等との間で相互利用されることについて了承します。

なお、私は雇用保険の基本手当、傷病手当、労働施策総合推進法の訓練手当、職業訓練受講給付金の支給を受けておらず、そのための手続きも行っていません。

本人署名 \_\_\_\_\_ (署名日) 令和 年 月 日

**技能者育成資金融資要件確認書兼推薦書 技能者**

労働金庫 支店 御中

以下の者について、技能者育成資金融資対象者として国が定める要件の具備及び融資上限額は下記のとおりであることを確認しました。ここに推薦します。

A 訓練生氏名	(フリガナ)		
B 生年月日 (和暦)	昭和・平成	年	月 日
C 受講訓練課程(科)名	専門課程 ( 科)		
D 訓練予定期間	年 月 ~ 年 月		
E 融資上限額 (下の①+②の額)	※②在校生及び入校料相当額の融資を希望しない者に限る。		
融資基準額 (年額)	修了までの期間	① 融資可能額	②
(どちらかを○で囲むこと)	(いずれかを○で囲むこと)	(融資基準額 (年額) × 期間 (年))	本課程の入校料
自宅外 590,000 円	1 年	2 年	円
自宅 500,000 円	間	間	円

令和 年 月 日

(公共職業能力開発施設等の長名)

(担当・電話番号)

印

- ※ この確認書兼推薦書の交付後、金額等の改ざんに相当する事実が判明した場合、その後の融資は行われないとともに、既に融資を受けている者にあっては債務残高の全額を即時返済することになります。
- ※ この確認書兼推薦書の有効期限は、公共職業能力開発施設等の長による発行日の翌日から12月末までとなります。